

平成29年度健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。この法律は、地方公共団体が財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

従来までの「地方財政再建特別措置法」が財政再建の対象を一般会計だけとしていたことや財政情報の開示が不十分であったことなどから、この法律により「早期健全化」や「財政再生」の対象を公営企業や一部事務組合、地方公社、第3セクター（損失補償付き債務）等まで拡大し、監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することになったものです。

1 財政指標の算定結果

平成29年度決算に基づく一般会計等を対象とした健全化判断比率及び公営企業会計を対象とした資金不足比率は、次のとおりとなっています。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	9.1 (25.0)	22.5 (350.0)

※ () は早期健全化基準で、これ以上になると早期健全化段階となり、自主的な財政健全化が求められます。

— は、赤字が生じていないため、該当なし。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業	— (20.0)
簡易水道事業特別会計	153.1 (20.0)
と畜場特別会計	— (20.0)

※ () は早期健全化基準で、これ以上になると早期健全化段階となり、自主的な財政健全化が求められます。

— は、資金不足が生じていないため、該当なし。

2 早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）について

(1) 実質赤字比率

該当なし [早期健全化基準：15.00%]

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な一般財源規模）に対する比率で、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

(2) 連結実質赤字比率

該当なし [早期健全化基準：20.00%]

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合には問題のある会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率

9.1% [早期健全化基準：25.0%]

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25.0%を超えると一部の起債の発行が制限されます。

(4) 将来負担比率

22.5% [早期健全化基準：350.0%]

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合には、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

3 公営企業の経営の健全化に関する指標（資金不足比率）について

対象会計：水道事業	—
簡易水道事業特別会計	153.1%
と畜場特別会計	—

資金不足比率 簡易水道事業特別会計 153.1% [経営健全化基準：20.0%]

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業に対する比率で、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成29年度は、簡易水道事業特別会計において、資金不足比率が153.1%となり、経営健全化基準以上となっていますが、平成29年度末に当該会計が廃止され、その過程において資金不足比率が経営健全化基準以上となったもので、当該会計における前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満であり、また、前述のとおり、当該会計が廃止されたため、平成30年度の算定は行われず、資金不足比率が経営健全化基準を超過しないことが確実であるため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断し、経営健全化計画を定めないこととしています。

なお、廃止された簡易水道事業特別会計は平成30年4月1日に水道事業へ統合されています。